

2026（令和 8）年 6 月 1 日

日本体育・スポーツ政策学会会員 各位

## 日本体育・スポーツ政策学会賞、奨励賞ご推薦のお願い

日本体育・スポーツ政策学会選考委員会

平素より本学会活動には格別のお力添えをいただきまことにありがとうございます。さて、本年度も本学会において、当該分野の研究をより奨励するために、「日本体育・スポーツ政策学会賞」「日本体育・スポーツ政策学会奨励賞」（以下「学会賞」「奨励賞」と表記）の選考をいたします。

つきましては、会員の皆様より該当する論文・著作等がございましたらご推薦いただきたくご連絡させていただきました。自薦他薦は問いません。よろしくお願い申し上げます。

### 1. 対象研究

「学会賞」「奨励賞」の両賞ともに、「過去 1 年間の論文および著書」を対象研究といたします。したがって、今回の対象研究は 2025（令和 7）年 1 月 1 日から 2025（令和 7）年 12 月 31 日までに公刊された「体育・スポーツ政策研究」およびその他の学術誌に発表された体育・スポーツ政策に関する論文および著書が対象となります。

#### \*参考：学会賞および奨励賞に関する規程（抜粋）

1. 会則第 3 条第 6 号により、日本体育・スポーツ政策学会賞および同奨励賞（以下「学会賞」および「奨励賞」という）を設け、原則として毎年授与する。
2. 学会賞および奨励賞は、その前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに公刊された「体育・スポーツ政策研究」およびその他の学術誌に発表された体育・スポーツ政策に関する論文および著書を対象として、最優秀の論文または著書を著した会員（ファーストオーサー）1 名に対して学会賞を、優秀な論文または著書を著した 40 歳未満（公刊当時）の会員（ファーストオーサー）1 名に対して奨励賞を授与する。
3. 各受賞者はこのための選考委員会の推薦を受けて理事会において決定する。
4. 自薦他薦は問わない。

### 2. 対象者

「学会賞」「奨励賞」は、学会賞および奨励賞に関する規程のとおり、本学会の会員が対象者となりますが、この場合の会員とは「学会賞・奨励賞の対象とす

る研究の期間（2025（令和 7）年 1 月 1 日から 2025（令和 7）年 12 月 31 日まで）及び「学会賞」「奨励賞」を授与する年度（2026 年度）に会員である者としてします。

### 3. 推薦手続き

#### ・応募方法

以下の内容を明記の上、下記の宛先まで、E メールでお送りください。内容に脱落がある場合には応募を受付けません。また、いただきました応募に対しましては、受理のご連絡を差し上げます。

#### ・推薦時の提出内容

- 1) 受賞区分 …「学会賞」又は「奨励賞」
- 2) 候補論文・著作の題目ならびに著作者名と掲載書誌情報（編集・発行元、発行年月、掲載ページ等）
- 3) 候補論文・著作の概要 … 400 字程度
- 4) 推薦理由 … 400 字程度
- 5) 推薦者氏名、ご所属、ご連絡先（昼間に連絡のつく電話番号と E メールアドレス）

### 4. 応募締切 2026（令和 8）年 8 月 31 日（土）必着

### 5. 選考方法

推薦のあった候補者について、日本体育・スポーツ政策学会において設置された選考委員会において書類選考により受賞者候補を推薦し、理事会の議を経て受賞者を決定します。

### 6. 選考結果の通知と授賞式

選考結果の発表は会員メールで行うとともに、授賞式は、2026（令和 8）年度開催予定の、日本体育・スポーツ政策学会学会大会内の総会にて行う予定です。

### 7. 推薦書類の提出先及び問い合わせ先

E メール [hibino@nittai.ac.jp](mailto:hibino@nittai.ac.jp)

日本体育・スポーツ政策学会選考委員会担当 日比野幹生（日本体育大学）